

## 株券電子化と

# 単元未満株・端株

制度調査部  
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.17

### 【要約】

2009年1月に予定される上場会社の株券電子化に向けて、実務レベルでの準備が進められている。

単元未満株（1単元＝1000株の会社の10株や100株など）は、一般的な単元株と同様に株券電子化の対象となる。

他方、端株（1株単位の会社の0.1株、0.3株など）は、会社法により端株制度そのものが原則廃止されたため、株券電子化の対象とはならないこととなった。

### はじめに

上場会社株式について、5年以内の「一斉移行日」に株券電子化が一斉に実施されることが決まっている。正式な日程は未だ確定していないが、実務レベルでは2009年1月を目途に移行準備を開始している。

最近、株券電子化に関連して、「上場会社の株券が電子化された場合、単元未満株・端株はどうなるのか？」という質問が、制度調査部に寄せられている。この質問に対して、次の法律に基づけば、どのようになるかを回答するのが、本レポートの目的である。

「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、株券等決済合理化法）

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、会社法整備法）

なお、「単元未満株」「端株」という言葉は、日常的には同義語として用いられているケースが、しばしば見受けられる。しかし、法律上、厳密には「単元未満株」と「端株」は次のように全く別のものを意味している。本稿でも、この定義に従って使い分けている。

「単元未満株」……単元株制度を採用している会社の株式で、1単元未満（ただし整数倍）のもの（例えば、1単元＝1000株の会社の100株など）

「端株」……単元株制度を採用していない会社（つまり、売買単位が1株の会社）の1株未満の株式に相当するもの（例えば、0.1株など）。

なお、会社法の施行により「端株」制度は廃止された。会社法施行前から存在する「端株」については、経過措置によって、なお効力を有するものとされている（整備法86）。しかし、今後、新たな「端株」を発生させることは、原則としてできない。

## 1. 単元未満株と株券電子化

### (1) 原則的な取扱い ~ 基本的に単元株と同様に株券電子化の対象 ~

株券電子化が実施されれば、単元未満株についても通常の1単元の株式と同様の取扱いとなる。

即ち、権利の帰属は口座の記録によって定まり（社債、株式等の振替に関する法律（以下、振替法）128）、その譲渡は口座間の振替によって行われ（振替法132など）、株主名簿・端株原簿の名義は、配当等の基準日に行われる総株主通知に基づいて書き換えられる（振替法152）。

### (2) 証券保管振替機構に預託されている単元未満株の移行手続

単元未満株であっても、事前に証券保管振替機構に預託されていれば、通常の「単元株式」と同様、特別な手続なしにそのまま新制度に移行することとなる。

ただ、現在、単元未満株で証券保管振替機構に預託可能なものは、原則として次のものに限定されている。

証券保管振替機構に既に預託されている「単元株式」について、株式分割などに伴って発生した単元未満株（当初から証券保管振替機構の預託扱いとなる）

株券（券面）が発行されている単元未満株（注）（証券会社を通じた預託手続が必要となる）

（注）現在、ほとんどの上場会社は、単元未満株については株券を発行しない旨の定款規定を有している。そのため、実際には、古くに発行されたものを除き、株券（券面）が発行されているケースは稀であると考えられる。

### (3) 証券保管振替機構に預託されていない単元未満株の移行手続

単元未満株のうち証券保管振替機構に預託されていないものについては、いわゆる「タンス株」と同様の取扱いとなる。即ち、一斉移行日において、株券（もし発行されていれば）は無効となる。そして、発行会社が指定する信託銀行等に特別口座が開設され、そこに保有株数の残高が記載されて権利保全が図られることとなる（株式等決済合理化法附則8）。

単元未満株のうち証券保管振替機構に預託されていないものとしては、具体的には、次のものが該当することになるだろう。

「タンス株」となっている単元株式について、株式分割などに伴って発生した単元未満株（発行会社が、単元未満株のために株券（券面）を発行しない限り（注）、現行制度では、証券保管振替機構への預託不可）

株券（券面）が発行されている単元未満株（注）で、証券保管振替機構への預託手続がなされていないもの

（注）現在、ほとんどの上場会社は、単元未満株については株券を発行しない旨の定款規定を有している。そのため、実際には、古くに発行されたものを除き、株券（券面）が発行されているケースは稀であると考えられる。

## 2 . 端株と株券電子化

### (1)原則的な取扱い ~ 会社法施行に伴い、株券電子化の対象外に ~

端株については、会社法及びその関連法の施行によって、株券電子化に伴う取扱いが大きく変更された。

前述のように、会社法の下では端株制度が廃止された。これに合せて、新しい株式振替制度やその移行手続からも「端株」あるいは「端株主」に関する規定がほとんど削除されたのである（新振替法 129、152（旧 160）、株式等決済合理化法附則 8 など）。

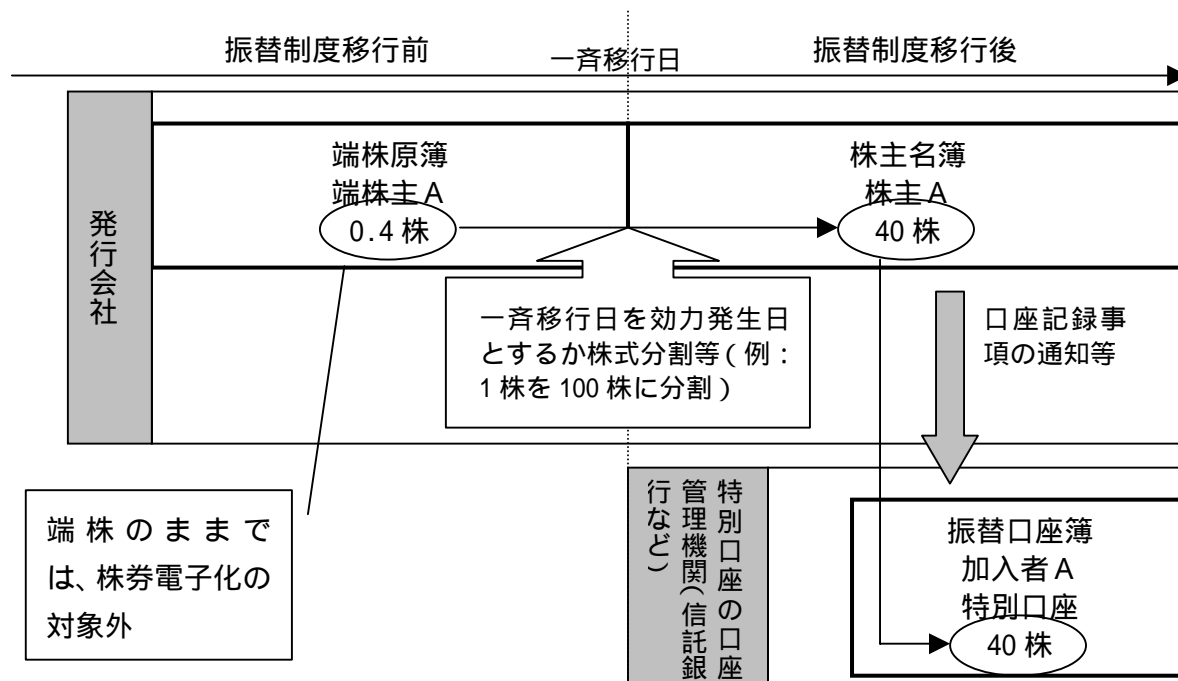
その結果、経過措置によって、なお効力を有するとされる会社法施行前から存在する「端株」についても、株券電子化の対象外ということになったのである。言い換えれば、「端株」は、会社法施行前から存在する範囲で、端株原簿でのみ管理されることとなる<sup>1</sup>。

### (2)大型分割などがあれば、株券電子化の対象とすることも可能

前記の通り、「端株」は、株券電子化の対象とはならないこととなった。

ただ、証券保管振替機構からのヒアリングによれば、一斉移行日までに、株式分割などが行われれば、実質的に株券電子化の対象とすることも可能である、ということである。

例えば、一斉移行日を効力発生日として 100 倍分割が行われる下の図のようなケースである。



（出所）証券保管振替機構資料に一部加筆。

<sup>1</sup> なお、端株についての券面（端株券）は 2001 年の商法改正により、2003 年 4 月をもって廃止され、基本的に発行されていない。

この例では、一斉移行日を効力発生日として株式分割が行われたため、0.4 株という端株が、40 株という整数倍の株式に繰り上がることとなった。その結果、株券電子化においても、一般の株式と同様に取り扱いすることができるという訳である<sup>2</sup>。

単元株制度を採用していない会社（即ち、売買単位が1株の会社）が、こうした対応を行うか否かは、現在のところ個別企業の判断に委ねられている。今後、各社の対応が注目される<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> この場合、証券保管振替機構に預託されている状態で株券電子化が行われる訳ではない。そのため、いわゆる「タンス株」と同様に、信託銀行等に開設される「特別口座」で権利保全が行われることとなる。

<sup>3</sup> 最近、証券取引所における売買単位を統一すべきである、という議論も行われている。今後、証券取引所における売買単位を、例えば100株に統一するということになれば、売買単位が1株の会社の多くは株価のバランス上、100倍分割をせざるを得なくなり、結果として「端株」が整数倍の株式に繰り上がることになるというシナリオも想定できるだろう。